

第四十三回
国 会

午前十時三十六分開會

出席者は左の通り。

委員

説明員

本日、の會議に付し

云を開全いたしす

なされました修正

た。定員に関する改正規定は、これに

まして、その他の部分を公布の日から

○委員長(村山道雄君) それではこれ

これは去る二十四日の所聞に載つて

を以て思ひます。去る五月二十三日迄

ねたいと思うのは、今度の三十八年度

○國務大臣(田中角榮君) 三十九名

ずることはできないわけではあります

ておりますので、当然これにかわるべ

き輸出振興のための税制の改正を必要とするであろうということ、ガットの一括関税引き下げとは、八条国移行の時期とか、自由化八九%をどのよう

にふやしていくのか、その自由化スケジュールをどうするのか、OECD加盟によって資本の自由化を強制せられるという新しい事態に對処いたしまして、日本の国際競争力培養という立場から、企業の安定と国際競争力の強化のために、税制上からも優遇措置を考慮しなければならぬということ、所得税減税を第二次にすると

言ひ得ますかどうか。
○國務大臣(田中角榮君) 先ほども申し上げましたように、諸般の情勢から考えまして、俗に政策減税といわれるもののにしても、前向きで積極的な税制上の優遇措置をとる必要があるということ、そういうことを強調するの、つまり、一般減税を第二次的なものにするというふうな考え方は持つておりませんし、また、そのような考え方を総理も政府自体も持つておらないという点は確言できると思ひます。

○山本伊三郎君 二十四日の新聞を見ますと、具体的にはつきりと、いわゆる三十八年度における減税という内容で書かれておるのですが、あれは誤報ですか。しかも、各項目別に、一、二、三ということで、具体的に

○山本伊三郎君 そうすると、一応その点は明らかになりました。そこで、三十九年度以降の減税の問題ですが、三十八年度において問題になるのが、政策減税にウエートを置くとか、そういうことはもう税調会の答申を待つて一応考えるということですが、政府としての三十九年度以降の、いわゆる三十九年度の減税について、何かやはりやるといふことについては言われておるのですが、実際はやれるかどうかという点について、そういう検討もされておりますか。

されておるのです。そのほかには、一般會計からの國債発行については、できるだけ防止するとか、きわめて具体的に三十八年度の財政運営についての発言があるのですが、今大蔵大臣の答弁を開きますと、もちろん同席しておられたのでございますから、大臣がうそをつかれるという事は私は毛頭考へませんが、新聞紙上ではつきりとそれが出ておるので、この点一般の世論も相当関心を持つておつて、私にも電話がかかってきたので、特に本日大蔵大臣の出席を求めて答弁を求めたのですが、そうすると、そういう新聞に報道されたようなことは、政府は現在

考へておらないということをはつきり言ひ得ますかどうか。
○國務大臣(田中角榮君) 先ほども申し上げましたように、諸般の情勢から考えまして、俗に政策減税といわれるもののにしても、前向きで積極的な税制上の優遇措置をとる必要があるということ、そういうことを強調するの、つまり、一般減税を第二次的なものにするというふうな考え方は持つておりませんし、また、そのような考え方を総理も政府自体も持つておらないという点は確言できると思ひます。

制の主管者として随時意見は申し述べ、十分現状を認識していただいて答申を願ひたいというふうに考へておるわけでございます。

○山本伊三郎君 減税の問題については、まあ自後いろいろ問題を取り上げる場所があると思ひますが、次に、最近これも新聞紙上ににぎわしている問題ですが、経済成長率の問題で、大蔵省の試算と申しますか、大蔵省の考へ方と経済企画庁との間に相当ニュアンスの違いがあるというのを新聞で報じておりますが、内容を見ると、内容的に、實質的に大きな開きがあると思ひます。御存じのように、三十八年度予算の審議の中には、三十八年度の経済成長率六・一%というので一応予算が組まれたと私は思ふのですが、その後、これも新聞の報ずるところでございますからただしておきたいのですが、大蔵省ではこの経済成長率を改訂しなければならぬ、こういう考へ方で、どういう根拠でやられたか知りませんが、名目一・一%、實質七・五%、こういう程度に考え直さなければいけないというのを報ぜられておるのですが、その真偽いかに。

○國務大臣(田中角榮君) 政府の正式な見通しといたしましては、三十八年度予算編成の前提となるべき三十八年度の経済成長率は、名目八・一%、實質六・一%と決定をいたしましたことは御承知のとおりでございます。私は、國際収支の問題に對しては、自分の所管事項でございますし、國際収支の動向を見ながら財政金融政策を進めていかなければならぬという責任者でありますので、予算編成が終わりま

したそのときから、國際収支に對しては非常な関心を持つていろいろの面から検討いたしておるわけでございませう。三十八年度の予算もいよいよ執行の段階に入つておりますので、私としては、長期の展望という意味で、政府の正式な経済見通しというものは別に、日々時々刻々に動く財政金融経済の状態等をつまびらかにする責任もありませんし、当然そういう作業を進めるべきであるという観点から、私のこれからの財政金融政策の指針を立てるために必要だと思ふ資料の収集を事務局に命じておるわけでございませう。新聞に報道せられたものは、新聞を読んでいただくとおわかりと思ひますが、経済企画庁で、いわゆる政府が正式に決定したものと大きく食い違ひがあるとか、いろいろのことを報じておりますが、大蔵大臣が試算したところによると、というふうに、これが大蔵省の省議にかかつたものとか、経済企画庁に合議を申し込んだものとか、経済閣僚會議に出したものでないことは、新聞でもまづらがついておりますから明らかであります。私がこれからの財政金融政策を作るために必要なものとしていろいろの角度から検討いたしました結果は、六・一%という實質の見通しは幾らか高くなつていくのではないかと、いろいろな見通しが数字に出ております。しかし、この数字というのは、御承知のとおり、もう統計数字でもつて、確実に実施済みの数字を統計したものではありません。であります。財政や金融の状態、特に金融が正常化され、金融がゆるんでいくという場合、あるいは在庫の見通しとか、輸入が四月、五月に對

してどのように伸びているかというような数字をもととして、二カ月ぐらゐの実績であと十カ月ぐらゐの推定をしておるのでありますから、取り方によつては相當違ふと思ふのであります。方向としては、私が他の委員會でももうすでに何回か申しましたが、實質的には三十八年度七・二%年率ぐらゐになるのではないと思つておりますので、財政金融政策には万遺憾なきを期して参りたいということは常に言つておつたわけでございませうが、ただいま申し上げましたような全く個人的な参考として試算をしてみますと、私がかつて申し上げておつたように、七・二%を少し上回るのはないかというやうな感じがいたすわけでございませう。ただこれはもう全くの試算であります。ただこれはもう全くの試算であります。大蔵大臣が行政上必要なものとして集めたものでありますから、政府の正式な機關で取捨選択をし、十分衆知を集めて検討をしたものではございませう。

○山本伊三郎君 大蔵大臣の言われたことわかるのですが、私は何も大蔵大臣がこう言われたからどうかという、こういう問題の取り上げ方をしたいと思つてはおりません。これらもうあらゆる方面に影響する見通しでございますから財政金融はもちろんのこと、予算上減税についても基礎的な数字が数字になりますから、われわれはあの当初から六・一%をはじき出された経済企画庁が発表されたあれに對しては、相當疑問を実は當時から持つていたのです。少なくとも實質八%近くまでいくのではないかと、しかもあの予算の基礎となる経済成長の見通しを出されたのは昨年だと思ふのですが、二月、三月

してどのように伸びているかというやうな数字をもととして、二カ月ぐらゐの実績であと十カ月ぐらゐの推定をしておるのでありますから、取り方によつては相當違ふと思ふのであります。方向としては、私が他の委員會でももうすでに何回か申しましたが、實質的には三十八年度七・二%年率ぐらゐになるのではないと思つておりますので、財政金融政策には万遺憾なきを期して参りたいということは常に言つておつたわけでございませうが、ただいま申し上げましたような全く個人的な参考として試算をしてみますと、私がかつて申し上げておつたように、七・二%を少し上回るのはないかというやうな感じがいたすわけでございませう。ただこれはもう全くの試算であります。ただこれはもう全くの試算であります。大蔵大臣が行政上必要なものとして集めたものでありますから、政府の正式な機關で取捨選択をし、十分衆知を集めて検討をしたものではございませう。

以降の在庫の減とか、あるいはその他の経済指標を見ますと、相当上回っているのではないかと見通しを持っていたのです。したがって、私は大蔵大臣がどう言ったとか、経済企画庁がどう言ったとか、そういうことではなくて、やはりある程度の見通しというものは早いときにこれを出したほうが、私は日本の財政金融経済運営についていいのではないかと思っています。むしろ私は大蔵省当局が、まあ大担とは言いませぬけれども、財政金融の担当責任の省であるだけに、私はこういうものをやられることについては賛意を表しておる。一度あれを出したから、それに固執して政治的のことを勘案してこれをいつまでもふたをしておくということは、私はかえって日本の政治に悪いと思うのですが、私はこの点につきましても、七・五%が見通しとして正しいかどうかという点ではなくして、真剣に政府としてはこの問題について取組んでいただきたいと思うのです。特に大蔵大臣にその点で要望いたしますが、これについてもう一度お答えを。

○国務大臣(田中角栄君) 非常に力強い、現実に即した御発言をいただきました。ましてまことにありがたうございまして。私もどうも今まで経済成長率というものが、これはどうも政治問題であるとか、だからこんなことを改訂することとはちよこちよこやるべきものでないかと考えておったこと自体に対する疑問を持っておったわけです。非常にテンポの早い経済情勢でございまして、特に国内的ではなく、八条国への移行とか、関税の引き下げとか、OECDの加盟とか、いわゆる国際的な要素が

非常に強く働く日本の経済でありますから、そういう意味においては、日、まあ先ほど刻々と申し上げましたが、非常に真剣な気持ちでこういう問題と取り組んでいくべきであるというふうに考えているわけでありまして。ことに私たちの政党が、計画経済であり、これが党大会でもって年率をびしゃつと定めるというものではなく、自由経済の中で一つのめどとして財政金融政策の指針にこれを使っておるのをごさいますから、私は政治的な立場で一ぺんきめたものが、また目標でありますが、この目標をたえず変えていくということは不見識であるというふうな考え方にとらわれるべき問題ではないので、こういうものこそ時々刻々にデータを集めて、国民の前に明らかにし、大衆討論もし、いろいろな方々の意見を聞きながら、そういう考え方や数字の上に立って財政金融政策が時々弾力的に進められていくべきものだというふうに考えておりますが、私が試算して、通産大臣は通産大臣でもって所管の事項をもつて試算をしてみることと、林大臣は農林という問題から試算をしてみることと一考でありますし、けつこうだと思ひますし、日銀と大蔵省の考え方が食い違つてもそういうものをお互いが詰合ひ、より合理的な目標を立てるという点については、あなたが今御発言なされたとおりの、より力的に考えていくべきである、よりそれが政府としての責任であらうというふうに考えているわけでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ大蔵省設置法の内容についてお聞しておきたいと思ひますが、まあ第一の関税中央分

析所ですが、趣旨は大体これわかるのですが、その内容があまりはつきりしておらないのですが、この理由としては、輸出入貨物に關し、高度の専門的技術を要する分析研究ということについておるのですが、それは一体輸出入貨物が非常に増加してきたというところから質的にもっと検討しなければならぬということですが、その点ももう少し具体的に説明をお願いしたい。

○説明員(武藤謙二郎君) 中央分析所の設置の理由について御説明申し上げますと、御承知のように、今までも税関で薬品を使い、あるいは器械を使つての分析をいたしております。あるいは分析をすることによって、税関の分類でどちらに入ってきた商品に属するかということははっきりさせておるのをごさいますと、ところが御承知のように、最近非常に科学技術が発達しまして、いろいろな新しい、今まで日本にならぬ商品ができて参りました。さらに、貿易が自由化されますと、いろいろな商品が入ってくる。その上、第三の理由として、御承知のように、日本の関税率の分類は、ブラッセルの分類という国際的な分類をとつております。これは非常に進んだものですが、それを適用するには相当高度な技術的な分析を要するものだらうと、そういうことになっております。そこで、従来各税関の鑑査部で分析を、あるいは薬品を使いあるいは器械を使うという

いうのは国際的な分類なものですから、外国から入ってきた商品について、日本が甲のほうに分類するということに、外国からそれは乙じやないかというふうな文句がきます。そのときに、これを十分納得させるだけの国際的に權威のある機関が分析をする、りっぱな設備を持つて分析をする、そういうことが必要になって参ります。そういうことで中央分析所を作らう、そういうことになったわけでございます。

○山本伊三郎君 この輸入品について品目をあげて具体的に御説明を願えませんか。大体はわかるのですが、たとえばどういうものについてどういう器械を使つたらいいかというふうな。○説明員(木谷忠義君) 具体的な品目について二、三お答えいたしますと、たとえば酸性燐酸カルシウムというふうなものがございますが、これは弗素の含有量が〇・二%以上というふうなものであれば肥料の項目に入つて無税となるのです。しかし、〇・二%より少ない場合、これは無機化合物として薬品のほうの項目に入つて関税が二%かかるというふうなことになるわけですね。この場合に、弗素の含有量——弗素というのは非常にむずかしい元素でございます。これを量るのは非常に困難です。しかもその量が〇・二%、非常にわずかなものですか、そのわずかなものを正確にはかるというには非常に高度な技術が要するといふふうなものがございまして。そのほか硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、尿素というふうな、いろいろなものについて窒素の含有量が幾ら幾らといふふうなものはみんな法律に規定され

ております。税表の中に規定がございますから、そのパーセンテージをはかるというところは非常にむずかしい仕事になってくるわけでございます。

○山本伊三郎君 主としてケミカルな製品のことを言われたのですが、それ以外にそういう薬品とか化学的製品でなくて、一般の繊維とか機械とか、そういうものについてはどうなんですか。

○説明員(木谷忠義君) 繊維に關しましても、これは最近の新しい繊維でございますが、これは非常に合成品でできて、石油化学から出発しました合成的なものが非常にございます。そういうふうなものにつきましても、何からできている繊維であるかというふうな、もともと調べなければならぬというところで、これはまた非常に最近むずかしい分析の技術が要するというところでございます。それから今お話の機械類でございますが、機械類につきましても、その機械の構造、それから用途、それからどういふふうな作用をするかというふうな点によりまして、これは何の機械であるかということもまた分類されることとなります。この場合には化学分析ということはありません。関係はございせんが、そういう機械の事態をよく調べて分類をするということは、また別の機械的な技術が相当要することになります。

○山本伊三郎君 そういう分析をやる中央分析所ですが、各税関はそういう職員が配置されておるのですか。

○説明員(武藤謙二郎君) 現在、先ほどもちよつと申し上げましたが、税関の鑑査部で分析はいたしております。各税関でやつております。

○山本伊三郎君 それは各税関でどれくらいの人数が配置されておられるのですか。

○説明員(武藤謙二郎君) 百人弱でございます。最近のところでは七十三名でございます。

○山本伊三郎君 これは各税関にそれだけの人を配置しておられるのですか。

○説明員(武藤謙二郎君) 各税関の合計でございます。

○山本伊三郎君 そうすると、一税関にどれくらいの人数になっているのですか。

○説明員(武藤謙二郎君) 税関八つでございますから、大きいところも小さいところもございますが、十名内外、こういうことでございます。

○山本伊三郎君 今言われたのもろもろの問題について分析が必要だということとで、各税関で十名くらいで今までやっておられたのでしょうか、それを中央分析所で、最もむずかしいやつをそこへ集中してやろう、こういう趣旨ですか。

○説明員(武藤謙二郎君) さようでございませう。

○山本伊三郎君 これの必要ということとはわかりましたですが、今までそういう問題を起こしたことは相当あります。

○説明員(木谷忠義君) 問題を起こしたと申しますのは分析のことでございますか。

○山本伊三郎君 ええ。

○説明員(木谷忠義君) 分析につきましては、税関の分析の結果に対して、不服な場合には、やはりそういう点について、不服だからということもございまして、それで従来そういう例はございませう。

○山本伊三郎君 その場合、そういう不服の申請と申しますか、それは向こうからこちらへ、輸出国のあればどこへ持ってくるのですか。不服の申請、そういう問題について。

○説明員(武藤謙二郎君) 一応税関に持ってきますけれども、最終的には訴訟になる場合もございます。

○山本伊三郎君 そういう訴訟になったというようなケース、従来ありますか。

○説明員(武藤謙二郎君) コンニヤクイモについて訴訟になったことがあるようでございます。今お話しになっておるような分析のことについては、まだ訴訟になったものはないと思っております。これはひとつは今度国際的な分類をいたしましたので、今までの日本の固有の分析ですと、外国からなかなか文句がつけにくいということがございませうけれども、これから国際的な分析ですと、外国から文句がくるということが多くなるだろうと思っております。

○山本伊三郎君 それでは一応中央分析所についてはその程度にしておきます。次に、金融機関の資金審議会ですが、この設置のときに、私大蔵当局に質問した記憶があるのですが、データまでもらっておられないのですが、これは審議会の委員は何名ですか。

○政府委員(谷村裕君) 委員は三十名であつたと思ひます。

○山本伊三郎君 三十名の委員の中に、私は特に蔵大臣、だれだったかちよつと当時の大と記憶ないのですが、中小企業関係の人を入れてもらいたいという強い要望を出しまして、それは

考慮するというところでございましたが、メンバーの表はこの前出ておりましたのだから、ないですか。

○政府委員(谷村裕君) 私今手元に持っておりますが、もし御必要があらば差し上げます。

○山本伊三郎君 僕はこの前、実は議事録を調べてもうとわかんと思うのですが、この設置をされるときに、私、中小企業の関係者を入れてもらいたいということを相当強く言っておつたのですが、この委員の中で中小企業に該当する委員はだれが相当しますか。

○政府委員(谷村裕君) お話のような意味で中小企業を営んでおられます方のいわば分野から出ておいでになる方としては、藤原楠之助さんという全国中小企業団体中央会会長、あるいは大阪府中小企業団体中央会会長という方がおいでになります。なお、金融がやはり中小企業向けの金融であるという意味におきましては、そういうたたとえば地方銀行協会でありまうとか、あるいは臨時委員に相互銀行協会会長が入っております。それからもう一人、中小企業と言えらるかどうかかわりませんが、しかし、肩書きとしては日本中小企業団体連盟副会長ということで三菱鉛筆の会長をやっておられる教原三郎さんが入っております。

○山本伊三郎君 この金融機関の資金審議会の設置でございますが、相当

重要な問題を取り扱っておると私聞いておるのですが、主としてどういうこの一年間、これは二年でございまして、その間に取扱った重要な問題について、関係者で御存じあつたら、どういう問題でやられましたか。

○政府委員(谷村裕君) 御承知のように、この金融機関資金審議会は、初め閣議決定に基づいて作られ、その後法制化されたわけでございまして、また一番最近のところで申しますと、ちょうど昭和三十六年から三十七年にかけていわれる経済の過熱の調整というふうな問題が起りました際に、金融引き締めと申しますか、あるいは投資の調整と申しますか、そういうことでお金の流れ方をどういうふうに向かつていったらいいかということが中心に議論されたわけでございまして、その際、この審議会は、たとえば全体としてお金は締めるけれども、電力については特にこういうふうなやつで、たとえば資金的にはむしろこれだけ追加したらいいんじゃないかというふうな議論をこの場でしたこともございまして、また、金融引き締めがむしろかなり進んで参りました、あちこちにひずみが出てきたというふうなとき、たとえば中小企業金融というものにもう少しこういう配慮をしたらいいんじゃないかというふうな議論もこの審議会の場でしたことがございまして、そしてこの金融機関資金審議会からたとえばある種の答えを出してそれを市中銀行に対してこうやってほしいというふうな要請をするという形によって処理した例がございまして。

○山本伊三郎君 今すぐでなくてけっこうですから、この金融機関の資金審

議会のそういう審議の状況の記録がありましたらひとつ手元へ送っていただきたいと思ひます。

○政府委員(谷村裕君) そのような資料は、当初からのいたしましてしようか、それともごく最近のというふうにいたしましてしようか。

○山本伊三郎君 三十七年からでけっこうです。

○政府委員(谷村裕君) 担当の局のほうに申しつけてまして、そういう資料ができればお手元へ差し上げるように、委員会に配付するようにいたします。

○山本伊三郎君 実は今官房長言われましたが、三十六年から三十七年にかけての金融引き締めの際に、中小企業の方々からいろいろの陳情と申しますか、意見が outcome して、いわゆる資金審議会のいろいろの話が取りざたされておるけれども、中小企業にはきわめて冷淡であるというふうな、きわめて何といひますか、鋭い批判がきておるんです。そういうことはいないと思ひます。またこの審議会の権限自体も、その政府を大きく制約するということでもないやうであります。出ておるメンバーはそうそうたる財界の大物でありますから、私は相当中小企業の人々については不満であつたと思うのですが、この点は、私は特に今後の運営について、おそらくこれはできると思ひますが、十分配慮願ひたいと思ひます。なお、できればほんとうの現役の中小企業のいわゆる経営者と申しますか、そういうものをもう少しメンバーに入れることができないかどうか。私はいつもこの点疑問に思つておるんですが、官房長としては、この点については無理かもしれませんが、特にこれは

大蔵省に設置されるんですから、大蔵大臣の権限で選ばれるんだと思うのですが、その点どうでしょう。

○政府委員(谷村裕君) お話のとおり、中小企業関係の問題は、確かに十分の配慮をしておかなければならぬことと考えておりますし、また、そのようにして、政策も行政もいろいろとやってきたと思うのでございますが、当委員会の委員の任命は、これは大蔵省に置かれて大蔵大臣の権限としてあるわけでございますが、さような配慮も加えました上で現在までやってきたと思っておりますが、また、今後またすことと思っておりますが、具体的に人数をどうふやす、あるいはどういう方をどうするということにつきましては、今ここで私お答え申し上げかねるのでございまして、御趣旨のことは十分承りまして、大臣にもお伝えするようにいたします。

○山本伊三郎君 それでは次に、経済企画庁の人、見えておりますか……通産省の方が見えておりますので、貿易自由化の問題について、これは大臣でないと答弁できない場合もあると思いますが、政府委員として、事務当局として、そういう点でひとつ答弁してもらいたいと思いますが、大体四月、五月に貿易の自由化を一步前進して、九〇%は一応別としても、相当貿易の自由化に踏み切るといふ、予算審議の中あるいは本会議の中で政府が明らかにしております。その準備態勢はどうなっておりますか。

○説明員(土屋正雄君) 私、職責上輸出振興のほうを担当いたしておりますが、直接自由化の問題についてはタッチいたしておりませんが、通商局の人

間といたしましてただいまの御質問にお答えしたいと思っておりますが、御案内のとおり、昨年十月九〇%を少し欠きました。自由化を達成いたしました。その後、関係方面とも十分連絡をとりつつ自由化の方向を進めて参つたわけでございまして、御承知のとおり、IMFの勧告あるいはガットにおける関税率引き下げの問題等、そうした国際的な自由化の趨勢に対処いたしました。通産省といたしまして、個

個の品目につきましてただいまのところ慎重な検討を加えつつ、漸次さような方向に持っていきたい、かように考えている次第でございますが、今後いついかなる品物を自由化に移していくかというふうなことにつきましては、ただいままだ検討中でございます。見通しがただいまのところついておらない、かようにお答えいたします次第でございます。

○山本伊三郎君 それ以上は大きい政治的な問題ですから無理だと思つて、昨年十月に八八%というものは一応実現をして、残り二百四十何品目ですか、残つておるといふことで、予算委員会でも私相当通産大臣にも詰め寄りました。それけれども、まあ今後の問題として検討するといふことですが、何ですか、今言われたこの開かれたガット閣僚会議の関税率引き下げの問題もあつた複雑な結論で終わつてしまつておる。その他いろいろ問題があるというの、実際問題で検討しておるというの、まああなたは直接の担当者でないから無理かと思つて、これはもう内容検討というよりも、政治的に踏み切る以外に方法はな

う見られますか、検討そのものをどう検討するか、われわれは検討する方法がどこにあるかわからないのですが、事務当局で何を検討されているのですか。

○説明員(土屋正雄君) もちろん自由化の問題は、先ほども申しましたとおり、日本が国際経済社会の一員として参加していく以上どうしても遂行いたさざるを得ないわけでございまして、ただ御案内のとおり、日本の産業におきましては、まだまだ国際的な競争力の弱いものもございまして、また、日本の中小企業のように特殊の存在もございまして、そうした面にしまして、国内経済に急激な混乱を起さないうように自由化の方向を進めていかなければならぬと通産省としては考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 まあ担当者でないのだからちよつと質問するのにお気の毒に思つて、またいざ機会があるから通産大臣にもお聞きしたいのですが、われわれの見解では、まあ伝えたい品目と申すの、残つた品目を一々克明に吟味しまして、また、今の国内該当産業の実態を見ますと、なかなか今現在そのままで貿易の自由化に踏み切るためには相当問題があるといふ品目ばかりと見ておるが、それを今抽象的な言葉で日本が将来国際経済に乗り出すためには貿易の自由化が必要だ、これはだれしもわかるわけですが、ところが、個々に調べてみますと、それはいかん問題がたつておるの、ただかき声だけをやっておられるところに、非常にわれわれとしてはむしろ不審の念を持っております。われわれとしては、現在貿易の自由化

は尚早であるという立場は変わりません。それにしても、何だかこう政府はやると言つては実はまだやらないのだといふことで、それが関係産業の企業者にもちろんのこと、それに働く人々も非常に神経を悩ましておるのです。その点を私はもつとはつきりとした態度、しばらくできないならできないという態度をとれないのかどうか、こういう点を私は聞きたいのですが、あなたにそういうことを聞いても政治的な問題で、また、あなたの将来に影響するといけませんから、これ以上聞きませんけれども、そういう点をひとつ、実際仕事をするのはあなたの方です。大臣にでも機会があればその点を伝えておいていただきたいと思います。

それでは貿易自由化についてはこの程度にしておきましょう。それからひとつ大蔵省の関税局に聞きますが、この問題は大臣に聞きたかつたが、時間がなかつたので、三日ほど前に慮して言わなかつたが、どうも前に結わりましたガットの閣僚会議の結果をいろいろ新聞では報道しているのですが、あれについて、日本の関税率その他に直ちに何ら影響する決定をしていないと思つて、どういふ将来日本の関税に影響をしてくるか、この点ちよつと答弁ができれば……。

○説明員(武蔵謙二郎君) ガットの閣僚会議でございまして、新聞で御承知のようにどういふふうに関税率の引き下げをやるかというところに原則として外というふうな形で二本建になっておりますので、そのところがまだ固まつておりません。これから貿易交渉

会議というのが、現在もスタートしておりますが、ずっと続きまして、そこでそのほかいろいろな例外をどうするか、農産物をどうするか、それから日本が主張しております対日輸入制限をどうするか、こういうことを逐次検討していく。それでそれが固まりましてから、今度は各国の案を出し合つて交渉する、そういうことで、一番早く順調にいきましたもそれが実施されるのは二年くらいあとになると思ひます。内容がまだ固まりませんので、それが方向としてはとにかく関税を各国引き下げていこうといふことは出ておりますので、二年くらい先から関税が下がるということになると、日本としても、世界じゅうがそういうふうにくのはけつこうなことであるから、それに応分のつき合ひはしよう、そういうことになっております。

○山本伊三郎君 もちろん国際経済もいよいよ緊密になつてくるという、国際経済の傾向はそうなつてゐるのですが、関税といふものは、むしろ撤廃したほうがいいという、これは一応そういう理想的な考え方はわかるのですが、今の日本の各産業の実態から見ると、大蔵当局として関税を一律に引き下げていくという傾向がとれるかどうか、この点どう思つておられますか。

○説明員(武蔵謙二郎君) これは程度の問題はいろいろあると思ひますので、御承知のように、まだその何%下げるかといふこともまだ定まつておりません。そのほかに下げない品目、例外品目と申しますが、こういうものができるとは確かなんですけれども、これがどういふふうになるかといふことも定まつておりません。そこで今日日本と

しては、もちろんできないようなことは引き受けるはずはございませんけれども、どの程度までということにはつきりきまつていない。国際的にきまつていない、そういう状況でございます。

○山本伊三郎君 これも答弁できるかどうかは別として、最近砂糖の値段が上がっている、原糖の輸入税を引き下げようと、大蔵省がそういう考えを持っておられるというのを聞いて、精糖業者から相当の反発があり、なかなか実現しないということですが、これについてどう大蔵当局は考えておられるのですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 国際糖価が非常に高くなりましたので、各国ともこの関税についていろいろと下げたり、あるいは関税類似のものを下げたり、そういうことをいたしておられます。そこでわれわれもそういうことを考えておりますが、これはいづれ関税率審議会で検討をしていただく、こういうことになるだろうと思っております。

○山本伊三郎君 官房長、どうですか。大蔵省は暫定的といいますが、急場をしのぐために原糖の輸入の関税を下げようという、こういう動きがあるというのです、この点について、これは閣議のほうではいろいろと検討されるのですが、見通しはどうですか。

○政府委員(谷村裕君) 方向としてはそのようなことをせひやりたいということでは総理もかつて言われたことでありますし、また、私どもの大蔵大臣も、機会、何んかありましたが、申し上げております。ただ、これをどういうふうにして実施したら一番いいのか、どうい

う点に問題があるかというような点についてまだいろいろ検討しなければならぬ点もあるかと思いますが、私が先ほどちょっと閣議の模様を大臣が記者会見で話しておられるのをきいて聞いておりました。本日の閣議ではそういう方向でひとつ早く検討しようじゃないかというふうなお話し合いがされたやにきいて聞いておりました。ですが、まあ事は慎重に運ばねばならぬ、それは十分検討しなければいかぬと思

いますけれども、方向としてはそういうことを考えておると申し上げて差しつかえないと思っております。

○山本伊三郎君 日本の関税率は、アメリカあるいはE E C 各国、そういうところと比較して、これは一がいにはもちろん言えないのですが、総体的に見て高いのですか、低いのですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 関税率が高いか低いのかというのを簡単に見る方法というのはなかなかの確な方法はございません。長くなりますから省略しますが、品目の数でもって何%のものか全体の数の中で何%占める、そういうことでカーブを引いてみますと、日本の関税はE E C に比べては高いものが相当ございます。それからアメリカのは特別で、相当高いものがございますけれども、しかし、全般としては日本より低い、こういうことは言えるかと思っております。曲線の形がいろいろになりまして、なかなかご簡単に申し上げにくいところがございます。

○山本伊三郎君 問題がよつと変わりますが、最近国際交流が非常に多くなっておりますが、入関手続、いろいろ問題があるから、これをきわめて簡

素にしようという動きがあるようです。この点はどうですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 通関の手続につきましては、特に観光収入を上げるという面からも、また、おっしゃいましたような国際交流を円滑にするという面からも、極力簡素にしたい、こう思っております。しかし、他面御承知のように、密輸の問題が相当大きくございまして、われわれとしては、なるべく早く通したければ、密輸は何かして防がないわけいかぬ、そういうことで非常に苦慮しているような状態でございます。

○山本伊三郎君 密輸の話が今出ました。この前も質問したのですが、最近では密輸も非常に巧妙になってきたといふことを聞いておるのですが、今、船でいろいろ輸入する、輸出するといふやうもあるんですが、飛行機なんかで密輸入の傾向というものはあります。航空機を利用したというデータあります。

○説明員(武蔵謙二郎君) ちょっと私担当でございせんので、データを保持して参りませんでしたが、非常に値打の高いものにつきました。航空機で密輸するといふことはござい

○山本伊三郎君 そういう最近の傾向をわかつておる人ないですか。

○説明員(坂口実雄君) 最近の傾向といたしましては、貴石とか貴金属のようには非常に小さく、そして、そうして持ちやすいものを運んでくるというふうなことが非常に多くなっております。それから従来は一般的に大じかけな、何と云いますか、品物を持ってくるようなケースがあったわけですから、

でも、最近はやはり非常に小さなもので高価なものというふうな傾向に変わってきておるといふのが一般的な傾向でございます。

○山本伊三郎君 麻薬の、何ですか、密輸入のほうのルートと申しますか、いろいろの問題になっておるんですが、こういうのは飛行機か、そういうものでやってくるんですか。あるいは船員——船員という失礼ですが、どういうルートで麻薬なんか密輸しているんですか。

○説明員(坂口実雄君) 最近税関であげました事例といたしましては、船籍は英国船ということになっておりますけれども、中国人の乗組員の多い船で、中国人の船員が、何と云いますか、そのルートの一員として使われて麻薬を持ってくるというふうなケースが税関であつております。

○山本伊三郎君 これは税関で完全にそれを阻止するといふような方法はな

○説明員(武蔵謙二郎君) 今税関でからだを調べるといふことは極力避けるようにいたしております。特別にこれは疑わしいというふうな場合だけにしておりますので、完全に防ぐといふのは、麻薬のように非常に少量でも価値があるというふうなものについてはむずかしいわけでございます。

○山本伊三郎君 まあむずかしい……今も言われたように、人権じゅうりんといふこともあるから、そう極端な調べ方はできないんですが、これは麻薬密輸入なんかのこれを担当しているのはどこで——主として第一関門は税関だと思つておるんですが、そこに相当中央分析所というふうな、輸出入品について

きわめて高度な分析をやられるんですが、これについて何らか根本的な対策といふものは考えられないんですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 今度の定員増でもそういうことでお願いしておりますが、これは一つには税関で人が入ってきますときに、旅具を検査するといふことのほうを充実するといふことも大事でございますが、さらにいろいろと情報を収集しまして、そうしてねらいをつけるということも大事です。ので、そういう情報とか資料の収集とか、そういう関係の人員を充実しようといふことで定員増をお願いしたのでござい

○山本伊三郎君 こういう麻薬なんかを担当する特殊な技術といふんですか、技能、知識を持ったそういう税関の職員といふものを配置しておるんですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 今までのところ、特別に麻薬の専門家というふうなことはなっておりませんけれども、税関の審理課では麻薬は密輸の中で相当大事な問題でございまして、それから、特に麻薬については重点的に捜査するようにということ、昨年来いろいろと専任の係員を設けたりなどいたしております。

○山本伊三郎君 先ほどいろいろと中央分析所設置についてきわめて高度の技術、研究を要すると言われるのですが、麻薬に対する何か簡単な反応を起こすような、そういう機械と申しますか、そういうものについてもう全然そういう点については考えすらやっておられないのですか。また、外国の状況はどうなんですか。

○説明員(武藤謙二郎君) これは非常

にむずかしいことでございまして、いろいろと外国のほうで何かいい方法がないかと、今までのところを研究しておりますけれども、今まではレントゲンを使っている。たとえばレントゲンを使うというように、金属の中に入るといふようなことだと、何とも処置がない。非常にむずかしいわけでございまして。○山本伊三郎君 大蔵省関係にはまだあるのですが、官房長からいろいろ言われたのですが、また次に、もう一ぺんゆっくりとひとつ大臣にお尋ねしたい点もありますので、僕はきょうはこれで一応……。○委員長(村山道雄君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

て。他に御質疑はございせんか。御発言がなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時二十六分開会

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を再開いたします。

総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますが、衆議院において修正議決されておりますので、まず、衆議院における修正点について便宜政府側から説明を聴取いたします。松永内閣総理大臣官房審議室長。

○政府委員(松永勇君) 総理府設置法等の一部を改正する法律案について、修正案が衆議院でせられております。

それは附則の条項でございまして、原案では、第四条の規定を除き四月一日から施行となっておりまして、衆議院における審議の都合上、議決が三月に行なわれなかったため、これを公布の日から施行に改められたものでありまして、総理府設置法第二十三条及び附則第五項の改正規定は、人事管理上の必要が認められて四月一日に遡及適用することに同院の修正が行なわれたのであります。

○委員長(村山道雄君) それではこれより質疑に入ります。政府側より、ただいま松永審議室長、小田原統計局長、瓜生官内庁次長が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 総理府統計局長にお伺いをいたしたいのですが、まず初めに、統計局の集計業務の減少のために定員を二百二名減ずるといふわけですが、これを具体的に少し説明をいたしたいと思うのですけれども。

○説明員(小田原登志郎君) ただいまのお話のように、昭和三十七年度の定員は二千六百十一名でございまして、これがただいま予定になっております設置法の改正が行なわれますというのと、昭和三十九年度の定員は二千四百九名と相なります。したがって、その間におしやいましたように二百二名の減員となる、こういうことになりまして、なおこれを詳しく申し上げますと、三十七年度から三十八年度にかけては、三十八年度の定員はどうかといふと、や

はりこの法案に出ておりますように、結局三十八年度におきましては、二千五百三十四名と相なるわけでございまして、したがって、三十七年度から三十八年度にかけては実は七十七名の減員と、それから三十八年度から三十九年度にかけては百二十五名の減員と、それで両者を合わせまして二年間に二百二名の減員と、こういうことになるわけでございまして。

なぜこのように減員を予定いたしましたかという点でございまして、これは御承知かと思ひますが、統計局はいろいろな集計業務を各省のために集計的に行なっておりますのであります。一番大きな集計業務は何と申しましても五年ごとに行ないます国勢調査の集計でございまして、このためにそのピークの時期には相当な要員が集計上必要とされるわけでございまして、これが国勢調査の業務がだんだん進行いたしまして、終了いたしましたころには、これだけの要員は必要でない、こういうことになってくるわけでございまして、これをこのまま参りますと、うと、たいへんに国勢調査の集計業務のある年とない年の間にかかりの格差がでます、定員上の。このことは、管理上いろいろの問題が起りますので、できるだけその間に必要な統計調査をあらかじめいたしまして、比較的集計要員が各年ごとにあまり格差が生じないようにという配慮がなされております。それにいたしまして、年々国勢調査の集計が終りますに従ひまして若干の減員を必要とするものが大体毎年百二十五名程度、約三年ほどは減員をいたして参ります。そうして三年たちますというときまた国勢調査があ

りまして、集計業務が加わってくる。それからまた、もとに復帰していく。大体そういう形をとっております。大体百二十五名と申しますのは、これは定員の五%内外というふうと見込んでございまして。

以上でございまして。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、今、三十九年までの定員をお話しになったわけですが、そうすると、昭和四十年になるとまた定員がふえるということになるのですか。

○説明員(小田原登志郎君) そういうことになって、四十年、特に四十一年あたりから集計業務が多くなつて参りますので、そのころからだんだんふえるということになってくるのであります。

○鶴岡哲夫君 大体、一年に百二、三十名程度昭和四十一年度からふえる。そうして三年くらいたつたらまた一年に百二、三十名ずつ減員する、こういう意味ですか。

○説明員(小田原登志郎君) そういうことでございまして。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、そういう一種の周期的な減少増加というものがこの国勢調査に伴つて起るわけですね。今回、ここに二百二名減員をするという場合に、実際職場では無理してやめてもらうというふうなことになるわけですか。

○説明員(小田原登志郎君) ただいま申しましたように、大体年々百二十五名程度の減員で、三年ばかり続く、こういうことに配慮してございまして、一つには業務の量もございまして、然退職というものは非常に率が大い

いまして、大体これがどういふ年でも総定員の七%程度あるいはそれ以上という者が自然退職をして参るのでございまして。これは御承知のように、総理府統計局の業務におきましては、若い未婚の婦人が相当多いのでございまして、結婚あるいは育児。そういったような事情によりまして年々その程度、少なくとも七%程度の人間が自然退職して参ります。したがって、五%程度の減員はその自然退職の割合の範囲内というところで実は見込んでおります。

事実またこの三十八年度におきまして、実は百二十五名というところでありましたけれども、若干また各省の委託集計がふえまして、実は七十七名で済んだのであります。その程度のものであります。欠員になってきつた。以上でございまして。

○鶴岡哲夫君 自然退職が総定員の七%程度というお話であります。三十七年、昨年はどの程度の自然退職があったのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 年度の末あるいは年度の初めと非常に出たり入ったり多少順ぐりいたしました。入っておりますのでございまして、通じて申し上げると、大体九%から一〇%程度に大体定員が減つてきているように計算いたしております。

○鶴岡哲夫君 それじゃ三十七年度は九%から一〇%の自然退職があった、こういうわけでございましてね。

○説明員(小田原登志郎君) そうでございまして。

○鶴岡哲夫君 まあ、行政官庁といったしまして九%から一〇%程度という自然退職というものは非常に率が大い

わけですね。非常に大きい、こう言え

るわけですね。それでたしか女性が多いわけですね。女性が非常に多いわけですね。しかし、今結婚するいは育児といひましても、みな苦勞しながらも働いてはいる。結婚したからやめるといふ現象は非常に少ないわけですね。ですから統計の場合において結婚とか育児とかいふことで、あるいはそのほかもありましようけれども、相当大きな自然退職があるといふのはどういふ理由でしようか。

○説明員(小田原登志郎君) 先ほど申し上げましたように、また先生のおっしゃいましたように、若い婦人が非常に多い、そして結婚をする。結婚をしたからといってすぐにやめていくという人の割合がどの程度か、必ずしも結婚したからといってやめていくというわけでもありませんし、ただ、子供ができましたりいたした時期にはだんだんやめていくという数は割合多いように見えております。まあ、総体として全体的職員の構成が先ほど申し上げましたように圧倒的に婦人が多い、それから年令的にも割合若いところにあるということ、そういったことがおそらく原因ではなからうかと思ひます。ちようどやはり国勢調査の集計がだんだん進行いたしております時期にはやはり過去においてもその程度あるいはそれに近い程度の欠員が自然にできてくる、こういう現象は見られておったかと記憶いたしております。

○鶴岡哲夫君 先ほどの局長、大体総定員の七割前後というのが自然退職だったのが、昨年は九割から一〇%というふうなお話しでしたが、特に昨年は目立って高くなつてゐるというのは、民間のほうが賃金なり、勤務条件等が

いいから昨年あたりから相当大幅に退職し始めたといふことではないのですか。その点はどういふふうに見ておられますか。

○説明員(小田原登志郎君) 先ほど申しましたように、昨年から今年にかけてその程度になっておりますし、また、過去の大体国勢調査の実施の数年後の割合も大体その程度にあつたかと記憶いたしておりますが、平均いたしまして大体七割から一〇%やめていく、こういうのが大体過去からの私の一応の見当でございます。最近あるいはそういう民間のほうの条件がいから行くのではないかとのお話でございますが、それはそういう人もあるいはあるかもしれませんが、一般の傾向だとかあるいは非常に大きな傾向だとか、顕著なそういう特色があるといふふうには必ずしも見えておりません。

○鶴岡哲夫君 三十七年度に何名採用なさいましたか。

○説明員(小田原登志郎君) 三十七年度でしようか。三十八年度にかけてでしようか。

○鶴岡哲夫君 三十七年四月から三十八年三月まで、この一年間。

○説明員(小田原登志郎君) 採用は大体年度の終わりに初めにかけまして試験をいたしまして、いたすわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それじゃ最近のものです。

○説明員(小田原登志郎君) 最近でございますが、大体二百名余りを採用いたしております。それが大体現在の定員に大体合程度と見ております。

○鶴岡哲夫君 この二百名程度採用な

さつたというのは最近ですね。それで定員が大体合つてゐる、こういう意味ですね。

○説明員(小田原登志郎君) おっしゃるとおりでございます。

○鶴岡哲夫君 どうもしかしなんです、これだけの、二百名程度の、これはおそらく毎年採用なさらないければならぬですが、七割、八割程度の、あるいは九割、一〇%程度の自然退職があるとしたら、毎年やはり二百名かあるいは三百名程度のものは新規採用していかなければならないということになるでしようね。それがあつて、今約二百名、二年間に定員を削減してみても無理してやめてもらふ人はないのだ、こういうことになるわけですね。

○説明員(小田原登志郎君) 大体おっしゃるとおりだと思います。

○鶴岡哲夫君 そこで私少し気になるのは、毎年二百名採用したのではこれは四、五年のうちに人は一変してしまふんですね、五、六年の間に。せつかく統計局でだんだんいろいろな面について熟練をし、あるいは経験を持つてそういう人たちが、いつまでたつてもどうも蓄積されないうで新しい人たちがいつもいるのだ、しかもそれは非常に多いのだという印象を受けるのですけれどもね。そういうことにはなりませんでしようか。一年に三百名近くやめて、一年に三百名程度毎年雇つていくということになりますと、三年たてば九百名程度は入れかわつていく。しかもそれが女性が多いといふことになりまふと、そうすると、現場で機械集計なりパンチなりやつてゐる人たちは、三年か四年ぐらいて一変してしまふといふような奇妙なことになりませんか。そういうことにならないのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 現状はともかくといたしまして、大体相当部分が入れかわつておることはおっしゃるとおりだと思います。しかし、ずっと長く統計局に勤務しておる人の割合もかなりあることは現実なのでございまして、長い人はかなり長くなつておる。しかしながら、若い人たちが学校を出まして数年間勤めをしてそれから家庭に入る、その他の境遇の変化がある、こういう人の割合も、今申しましたように、職員構成の割合から見ましてかなりあるといふことはお説のとおりでございます。

まうといふような奇妙なことになりませんか。そういうことにならないのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 現状はともかくといたしまして、大体相当部分が入れかわつておることはおっしゃるとおりだと思います。しかし、ずっと長く統計局に勤務しておる人の割合もかなりあることは現実なのでございまして、長い人はかなり長くなつておる。しかしながら、若い人たちが学校を出まして数年間勤めをしてそれから家庭に入る、その他の境遇の変化がある、こういう人の割合も、今申しましたように、職員構成の割合から見ましてかなりあるといふことはお説のとおりでございます。

○鶴岡哲夫君 各省も女性が多いわけですが、統計局と同じようではないのですが、それは統計局のほうははるかに女性が多いわけですね、圧倒的に多いわけですね。しかし、各省も女性多いわけですね、そういうふうな激しい入れかわりといふのは見られないわけですね。統計の場合にそういうふうな一年に三百名程度の者が入れかわつてしまふ。経験とあるいは技能の問題についても何か蓄積されないうで、新しい者と始終入れかわつてしまふといふことは統計局とされてもいろいろ困りの点があるんじゃないかと思ふのでございまして、何かそういう面についてもう少し長く勤めてもらふ是正策ですね、何か私は勤務の条件なり給与の問題について問題があるんじゃないかといふ推察をするわけですねけれども、そういう点はございせんか。

○説明員(小田原登志郎君) 鶴岡先生

のお話したいへん一面においてありがたいお話でございまして、技術的に相当熟練した人たちがいつまでも置いておくほうがよいのではないかとお話しはまことに私もおっしゃるとおりでございまして、しかしながら、今申しましたように、この集計業務の中の中核的な部分に当たつておる相当部分の職員は、今申しましたように、大体かなり長い期間勤務しておるのが常例でございまして、したがって、そういう人たちが年々入ってくる人たちの大いに訓育をいたしまして、そういう役割も果たしておるわけでございます。なお冒頭に申し上げましたように、国勢調査の業務というものは非常にほかの各種の集計業務に比べてまして膨大でございまして、そのために実は過去におきましてはこの国勢調査が終りますというところ、もう相当の要員を整理しなければならぬ、こういったような事態も過去において見られたのであります。これが非常にいろいろな問題をはらんでおります。今先生がおっしゃいましたように、要員をむきむきと捨てておるといったようなこともございまして、できるだけそれを緩和するといふ方向で大蔵省方面にもいろいろ御配慮を願ひまして、かたがた各省にも御協力をいたさしまして、調整をそのたにお願いいたしまして、格差をできるだけ少なくして、そういうことによりましてこの熟練した要員を確保していくといふたようなことを努めてきたつもりでございます。しかし、それをいたしまして大体今申しました程度のもを減らしていかねばならぬ。また一方で

は、自然に婦人が多いという割合から
そういった人たちが年々大體ひとしい
割合で減っていく、こういう事実は事
実としてあるということでございます。

○鶴岡哲夫君 この問題、私は、年々
そういうふうに入れたかあったんではこ
れはえらいことだと思ひますし、です
からその点について勤務条件なり、あ
るいは給与の問題等について、どうも
こういう状態というのは好ましくない
というふうに思ひますし、年令が来て
やめるといふわけでもありませんし、
相当若い人たちが入られるんではし
から、十七、八ぐらいの人たちが入ら
れるんではしから、それが毎年二、
三百名ずつやめて二、三百名ずつ入っ
てくるというんでは、これはどうもや
はり職場が不安定だということに結論
的になると思ひます。それは勤務
の条件がどうだ、あるいは給与の關係
がどうだ、あるいは結婚してみても、さ
て子供が生まれたときに保育所がある
のか、ないのか、託児所みたいなもの
があるのかどうかという点等が関連し
てくると思ひますが、これだけ大き
な女性の職場にとつてもいいんです
が、そういう子供を扱うようなところ
もあるんですか、施設として。

○説明員(小田原登志郎君) 職場の環
境をできるだけよくしていくという点
につきましては、全く同感でありまし
ていろいろと、まあ、特殊な、御承知
のような集計業務でありますので、そ
ういった業務の形に大体合うようにい
ろいろと配慮をしなければならぬ。
いろいろ事情の許します限りそういう
た配慮を年々いたして参つておるつも
りでございまして、託児の設備はある

かというお尋ねに對しましては実はま
だそこまで参つておりません。これは
検討をいたしておるといったような段
階でございます。

○鶴岡哲夫君 これは、まあ、局長も
おっしゃる通りに、非常に女性が多い
わけですね。圧倒的に女性ですね。で
から女性の職場といつてもいいぐらい
なのでしようけれども、そういう場合
に、一年にたくさんの方がやめていっ
て、また毎年新しくたくさんの方を
採用しなければならぬというふうなこ
とが年々歳々繰り返されるといふこと
は、これは職場として、はなはだしく
不健全な状態だといふふうに思ひま
すし、その場合にやはり考えなければ
ならぬのは、一体勤務条件、あるいは勤
務の環境なり、さらには給与の關係、
あるいはこれだけの女性がおるのに託
児所みたいな施設をするとか、そうい
うような配慮が足りないのではないか
という気がするわけですね。ですか
ら、そういう意味のどうも努力が少な
いように思ひますけれども、どうで
しょう。私はあとでパンチャーの問題
について伺ひたいと思ひますけれど
も、機械集計にしても、特にパン
チャー等々にいたしましては国家公務員
の中で非常に少ない職種なんですね。
まあ、こういうように一カ所に大きく
集まつておるわけですから、非常に
少ない職種、しかも新しく発展して
きた職種になりますね。そういうもの
に對して人事院の調査なり、あるいは
給与の考へ方が不正確な面が非常にあ
るわけですよ。ですから、きょうは人
事院来ていたでいいのですけれども、
私も、私はそういう意味でむしろ統計
局のほうで、こういう職種についての

給与の問題なり、あるいは初任給の取
り扱いの問題等について、あれは政府
なり人事院等に對していろいろ善処さ
れるべきじゃないかというふうに思
うのですけれども、そういう点について
はどういうふうな考へておられるか。
○説明員(小田原登志郎君) 特に若い
婦人を主とした職場であつて、その
ために特別ないろいろな環境なり待遇
なり、勤務条件を考へるべきでない
か、そういう方面への努力をすべきで
はないかというお話のように伺ひまし
たこの点につきましては、われわれ
といたしましては年々いろいろと実は
努力をいたしておりますけれども、な
かなか実を結んでいないという点はま
ことに申しわけないと思つておりま
す。たとえば婦人の職場であるので、
婦人にできるだけ沿つたような職場環
境を考へるべきだといふことは常々考
へてまいし、いささか努力もいたして参り
ました。たとえばまああま婦人向けの
教養、まあ、比較的、集計業務でござ
いますので、一斉に始めて一斉に終わ
るといったようなことからきわめて時
間を正確に守り得る。したがつて、そ
の余暇をいろいろと善用するようなこ
とにつきまして、ただいま申しました
ような婦人向けの教養の時間、たとえ
ば教養の施設、いけ花でありますと
か、洋和裁でありますとか、書道であ
るとか、そういうこといろいろの
講師をあつせんいたしてありますよ
うなことも努力いたしております
し、あるいはまた、楽しむ意味でのリ
クリエーションなどにつきましてもい
ろいろと考へをいたしておるのであり
ます。ただ、給与を特別にそういう点に

つきましては、御承知のような事情で
ございまして、なかなかむずかしい。
特殊な業務のために特殊な何かそうい
うプラス・アルファのような形のもの
ができればたいへんけっこうだと思
ひますが、なかなかそういうわけに参
らぬというのが実情であるのは私も
といたしまして残念だと思つており
ます。

○鶴岡哲夫君 私は、先ほど申し上げ
ましたように、給与について人事院が
取り扱つてゐるわけですから、公
務員全体としてみますと非常に僅少な
職種になる。しかも新しくできた職種
でもありませんし、その意味で、人事院
の配慮の面について非常に不足の点が
あるというふうに感じておるわけです
ね。その場合に、その業務の立場から
直接取り扱つておられる統計局のほう
の管理者のほうからそういう面につ
いての人事院に對する折衝なりという
ものが要るのではないかと。たとえば科
学技術庁は科学技術庁としまして人事
院の配慮が足りないといふことで人事
院に對する話し合いもしておられるの
ですし、あるいは警察庁は警察庁とし
ていろいろ人事院に對しても折衝をな
さるやうです。私は、職種の多い公務
員の場合はまずまずいろいろ考へてい
る面もありますけれども、そういう少
ない職種になりますとどうしてもほ
うっておかれる。特に公務員の中にお
ける女性というものはかなりそういう
傾向があるわけですから、その意
味で統計局として努力をなさる面があ
るのではないかと。それからこれだけの
圧倒的な女性の職場に託児所のごとき施
設がないといふこともどうも解せない
ように思ひますが、その二つ

の点についてどういふふうに考へてお
られますか。
○説明員(小田原登志郎君) 今の、特
に特別な職種について、特別な給与上
の配慮をすべきではないか。そのこと
について人事院に、特別に折衝をして
いるかどうかというお話でございます
が、ちよつとお触れになりましたこの
中でもパンチャーのような仕事、これ
は集計業務の中でもまた特に特殊な業
務であると思ひます。こういったもの
については、もし給与法が許すならば
何か特別の手当、特別の勤務手当と
いったようなものを配慮することがで
きないかという点を実は数年来人事院
当局と交渉をいたしておるのでござ
います。いまだ実現いたしておりませ
んけれども、この点は今後とも強く交渉
を進めたいといふふうに考へておりま
す。

託児所のことでございますが、これ
につきましては、いろいろ実際に託児
所を必要とするようなところがどのく
らいあつて、そのためのいろいろな条
件を備えなければならぬが、そう
いふのがどうなつておるかといふこと
を含めましていろいろと検討をいたし
ておるといふ段階でございます。

○鶴岡哲夫君 少しばかりくどくなり
まして申しわけないのですけれども、
圧倒的に女性の多い職場であります
し、また、局長のお話によりまして、
三十五年、六年、七年と女性として勤
めておられる人たちが排斥しておるよ
うな突気は毛頭ありませんし、その人
たちが残つて仕事をされることも望ん
でおられますし、そうすると託児でき
るようなその程度の施設は——これは
おそらく女性が二千人近く集まつてい

る点についてどういふふうに考へてお
られますか。
○説明員(小田原登志郎君) 今の、特
に特別な職種について、特別な給与上
の配慮をすべきではないか。そのこと
について人事院に、特別に折衝をして
いるかどうかというお話でございます
が、ちよつとお触れになりましたこの
中でもパンチャーのような仕事、これ
は集計業務の中でもまた特に特殊な業
務であると思ひます。こういったもの
については、もし給与法が許すならば
何か特別の手当、特別の勤務手当と
いったようなものを配慮することがで
きないかという点を実は数年来人事院
当局と交渉をいたしておるのでござ
います。いまだ実現いたしておりませ
んけれども、この点は今後とも強く交渉
を進めたいといふふうに考へておりま
す。

らつしやるんじゃないでしょうか。そういう施設がないというのは珍しいのじゃないでしょうか。たとえば専売というところも女性が非常に多いのですが、ですからそういうところがあるわけですね。託児所がないというのはどうも私残念に思うのですけれども、すみやかに検討なさるお気持ちがありますか。

○説明員(小田原登志郎君) おっしゃっていただきますことはもちろんたいへんありがたいことなんです、ぜひとも努力をいたしたいと思っております。ただ、いろいろ調査をいたしておるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、実は年令構成から申しまして、非常に若いところが圧倒的に多い。全体として育児をする必要のある、そういう子供を持つておる人の割合というものが、今のところでは非常に少ない。しかしながら、これもまたいろいろと調査の方法によって出入りがあるのかというところは十分わかりませんので、せつかくお申し出をいたさしました機会に、あらためてもう一度検討したいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 これはやはりそういう施設なんかお考えいただけないと、なかなか、毎年二、三百名ずつやめられたのではありません。さつき局長がおっしゃったのですが、結婚して子供が生まれそうになるとやめる人があるというお話ですから、そういう施設がないというところは、二千人の女性の職場にそういう配慮がないというところは、これは各省と仕事が違うわけですから、すみやかにひとつ努力なさるよう要望しておきたいと思います。

それから次に、製表部におられるパンチャー、これは何名くらいおられるのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 大体四百数十名というところを上下いたしております。

○鶴岡哲夫君 これは新しい職業になるわけですね、言うならば。特に公務員の中では新しい職種になるわけですが、五、六年前からですね、こういう職種が圧倒的に出てきたのは。去年あたりでしたか、民間のパンチャーで憂うつ症になり、あるいはノイローゼになつて飛びおり自殺をしたというようなことが出ておりましたね。確かにそういう傾向があるのだらうと思いますが、パンチャー病というのは、どうですか。

○説明員(小田原登志郎君) パンチャーの仕事は、統計局は機械集計はかなり前から採用いたしております。パンチャーはかなり前から仕事をいたしておったかと思うのでありますけれども、今お話がありましたように、特にこの近年パンチャーなるものがゆえのいろいろの問題点というものが社会的にも喧伝されておるといふことは承知いたしております。そこでそういう点は特に意識いたしまして、ここ一、二年以来、そういったことのための調査あるいは検診等を専門医を聘しましていろいろな方面から実施をいたしております。いわゆる視力なり聴力、あるいは整形外科的な面とか、最近では心理的な面もいろいろ考えなければならぬというところでもいろいろやっております。そういうことも今までやりましたところでは、特にいわゆるパンチャー病と申しますか、そういったものと判

断すべきものは、今のところは出ておらない、こういうことでございます。しかしながら、そういったことがいろいろと問題になっておることもありますので、今後ともそういう方面を特に注意しながら適正な管理を進めていかねばならぬ、かように決意いたしております。

○鶴岡哲夫君 一人で機械を前にしておいて、一日に五万から六万の穴をあける作業ですが、非常に孤独感にもなりまして、騒音でもありませんし、それから非常に手先の疲れる作業でもありまして、目が非常に疲労するとか、あるいは肩が非常に痛むとか、手先が少し麻痺してくるとか、そういう現象はあるというふうに言われておるわけですね、それが長年続くとどうもノイローゼになる、あるいは孤独感にとらわれて飛びおりしてしまうというところも出てきたのだというこれだと思ふのです、それについて今局長のお話ですと、専門医なりあるいは局におられる医者でしようが、を通じて調査をしておられるということですが、何名程度サンプルをとってやっておられるのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 調査そのものは全員につきまして検診をいたしております。

○鶴岡哲夫君 これは、心理的な面でも、研究的にやっておるのですか、それとも何か定期的な、一般的な診断程度をやっておられるのじゃないですか。

○説明員(小田原登志郎君) 特に昨年そういったような社会的な問題になったという点ではつきりいたしましたので、昨年から今年にかけてまして、数回、今申しましたように、外部の先生、あるいは今先生のおっしゃいますように、内部の先生、そういった方々に全員、いろいろな面から検診をしてもらつたわけでありまして、それで、もし問題のあるような病状を呈しておりました場合は、特別な措置をしなければならぬというつもりで、実は検診をいたしたわけでございます。なお、先ほど心理的と申しました、これは、なかなかむずかしいのでございますけれども、最近そういった方面の検診をする方式はどうかということいろいろ相談をいたしまして、実は先日それを一つやってみたわけでございます。これはなかなか結果を判断し、また、一覽するまでに至っておりませんけれども、これは今後やはり継続的にやっていくたいというふうに考えております。むろん研究的というのではなく、すぐそれによって対策、施策を講ずるという頭で検診をやっていたらだいております。

○鶴岡哲夫君 これも新しい職種で、非常に変わった新しい職種になっておるわけですね。そういう職業についての職業病というようものはなかなかどつちかというところと否定しがちで臨む、そういう立場がやっぱり強いわけですが、その意味で公正に見て犠牲が出てから——事実犠牲が出ておるわけですから——犠牲が出てからというように、なにに結局ならざるを得ない。国の機関でありますから、そういうことのないように、やはり十分な配慮を払っていかねばならないというように思いますが、今のお話ですと、いろいろ考慮してやっていますらうように

に思いますけれども、これは念には念を入れてひとつ処理していただかないと、問題が起きてからはどうにもならないのじゃないかというように思っています。民間においては犠牲者が出ておるわけですから、しかも政府の中のパンチャーは集中的にここに集まつておるわけですね、その意味で今後ともそういう意味での配慮を要望しておきたいと思ひます。

それから、休憩時間それから精神転換あるいは休憩、休憩所、そういうものについての配慮はいかがですか。一時間についてどの程度の休憩をとっておりますか。

○説明員(小田原登志郎君) パンチャーの場合でございますか。

○鶴岡哲夫君 ええ。

○説明員(小田原登志郎君) 大体パンチャーにつきましては、むろん特別の休息の時間を別に取っております。お説のように、一般職員でありますというところ、まあ昼食の時間と、それから午前、午後の十五分ずつの休息時間がございまして、そのほかパンチャーにつきましては、午前にも数回、午後にも数回、あるいは始業時、終業時、当然のことでありますけれども、そういう場合の休息といったものをかなりとってございまして、これは、大体御承知と存じますけれども、労働省の労働基準局から全国の基準局にパンチャーについての今、私が言いましたような昼食時間といったものを含めた通達が出されております。そういうものを十分に照らし合わせて、その許す範囲あるいは要求する程度にまで休息時間を与えるという方式をとっております。

に思いますけれども、これは念には念を入れてひとつ処理していただかないと、問題が起きてからはどうにもならないのじゃないかというように思っています。民間においては犠牲者が出ておるわけですから、しかも政府の中のパンチャーは集中的にここに集まつておるわけですね、その意味で今後ともそういう意味での配慮を要望しておきたいと思ひます。

それから、休憩時間それから精神転換あるいは休憩、休憩所、そういうものについての配慮はいかがですか。一時間についてどの程度の休憩をとっておりますか。

○説明員(小田原登志郎君) パンチャーの場合でございますか。

○鶴岡哲夫君 ええ。

○説明員(小田原登志郎君) 大体パンチャーにつきましては、むろん特別の休息の時間を別に取っております。お説のように、一般職員でありますというところ、まあ昼食の時間と、それから午前、午後の十五分ずつの休息時間がございまして、そのほかパンチャーにつきましては、午前にも数回、午後にも数回、あるいは始業時、終業時、当然のことでありますけれども、そういう場合の休息といったものをかなりとってございまして、これは、大体御承知と存じますけれども、労働省の労働基準局から全国の基準局にパンチャーについての今、私が言いましたような昼食時間といったものを含めた通達が出されております。そういうものを十分に照らし合わせて、その許す範囲あるいは要求する程度にまで休息時間を与えるという方式をとっております。

○鶴岡哲夫君 一時間に二十分程度になりすか。十五分程度になりすか。

○説明員(小田原登志郎君) 全体といまして、この一時間に大体休息そのものは十五分ずつとあるわけですが、一時間にちょうど十五分に当たる計算になるかどうか、ちょっと計算いたしてみせんとわかりませんが、大体見当は、平均いたしますという、一時間あるは一時間半くらいに十五分といったような見当になるのじゃないかと思つてゐるんですが、星の時間とか、始業時の時間、終業時の時間とか、そういったものをいろいろ平均いたしてみまして、どういふことになりすか、大体そういうことになると思ひます。

○鶴岡哲夫君 休憩室はどうなりすか。

○説明員(小田原登志郎君) 休憩室は実は昨年から各パンチャ室に作りまして、これは先生、統計局をごらんいただいたか存じませんが、もともとはいへん古い庁舎でございまして、いろいろな意味で設備が悪いのでございすけれども、特にまあ、パンチャ室の場合につきましては、そういった事情もございすので、昨年いろいろ経費を差しくりまして、休息室を各パンチャ室の部屋に作りまして、ソファを置きまして、いろいろなもの置きまして、多少とも休息がでるというところを、一応実施いたしております。

○鶴岡哲夫君 それからこのパンチャの技術経験というのは、高等学校を卒業した者をお宅で採用になつて、そして二、三カ月訓練をして、そ

して、パンチャとして職務につく。四年程度たつという、能力はずっと落ちるといいますね、ダウンすると、こういうんですね。それはどういふふうに見ておられますか。

○説明員(小田原登志郎君) その点を今いろいろの意味で、テストの一つに加えて見てゐるのございすんですが、能力がどの辺が、一つのたとえれば限界になつて、そこからダウンしていくのか、あるいは必ずしもそうでないのか、その辺はどの確にいつかんでおられませんか。ただいまお話がありました、その場合、その場合に、当初に適性の検査をいたしまして、むしろ、本人のいろいろ希望なども聞きまして、そうして配置をいたすわけでございますが、大体において、その後の能力は一応上がつてくるわけですね。ただおっしゃいますように、上がりばなしではなしに、あるところではもう鈍つてくるということがあるのかないか、この辺はなお今後ひとつ検討いたしまして、しかるべき策を講じなければならぬと考えております。

○鶴岡哲夫君 今、お話しになりましたように、高等学校を出て募集されるわけですが、その場合に本人はぜひともパンチャになりたいということであるのではありませんか、あるいは採用なされて適性検査をされて、そして、パンチャに向く者はパンチャとして採用になる。そして、さて、従つてみるといへんな仕事である。精神的な孤独の問題もあるし、あるいは目が非常に痛くなる。指元がどうだこうだという、新しい職業病といわれ

るものがどうもノイローゼ的な不安が

つきまどつてくる。こういう職種だと思ふのですね。そうして常識として四年くらいになると、もう能力が落ちてしまつて自信を失なつてしまふということですね。要するに、機械から見捨てられるわけですね。あるいは単純な仕事ですから三年程度たつというところにもならなくなつてしまふ。そうすると、一日五万を稼げなければならぬというのがぐんぐん落ちる。これが常識ですね。ところが、すでに機械が入つて五、六年あるいはそれ以上になつておるわけですね。ですから、それがどの程度のものか、その本人々々の神経あるいは能力、体質にもよりましようけれども、大体どの程度になつたらもう落ちてしまふ、そうして自信をなくしてしまふのだという年限というものは、もうわかりそうなものではないか。

○説明員(小田原登志郎君) 特に最近におきましては、パンチャに採用いたします際には、あらかじめ選考要員というのをふれ出して採用するといふことに大体いたしております。むしろ、いろいろあつたに、中で一般の計算業務と振りかえたりするといふこともありますけれども、大体におきましては、当初からそういうことをお断わりをしまして、そうしてお入りいただく。こういうことをいたしております。

それから繰り返しますようございすけれども、何年かたつた後に、その能力がダウンしてくるかどうかという、実は今までのところでは必ずしもそういう徴候を認めておらない。ただ伸びが幾分鈍つてくるということはあり得ることだと思つております。しか

し、これはなお調査をいたしまして、いろいろのことを考えなければならぬといふことではございす。

○鶴岡哲夫君 実際は伸びがとまるというところではなくて、やはり落ちるわけでしょう。かりに落ちるといふようなことになると、本人はこれは自信がなくなつてしまふ、いやになつてしまふ。むしろあいてしまふ。非常に単純な仕事でも神経を使う仕事をして、あいてしまふ。機械を相手にできなくなるという、そういう状態だと思ふのです。そういう場合、本人もいやになりましようし、局としても困りましようが、そういう場合はどうなさるでしようか。適材適所に配置がえをいかなさるのですか。今、配置がえをなさつた経験がございすか。まだそういうことはございせんすか。

○説明員(小田原登志郎君) いろいろのケースをお考えいたしておるわけでございますが、やはり個人々々でいろいろのさういふ点につきましては、おっしゃいましたように、とても自信をなくするとか、希望を失うとかいふ人もあるかと思ひますけれども、しかし、中にはやはりパンチャの仕事に一つの興味を持ち、自信を持てていこうという人もいふように思ひます。やはり非常にこのことがその人の職業生活に障害になるようないろいろな点が出て参りました場合に、むしろいろいろ本人の事情を聞きまして、またやはりむしろ本人のいろいろ事情もございすますが、そういったものも考えながらできるだけのことをする。これは当然のことであらうかと思ひます。

○鶴岡哲夫君 これは先ほども申し上げたすけれどもね、新しい職

種です、一体どういふような弊害なり、心理的にあるいは神経的にいいますか、肉体的にどういふ障害が起るのかまだわからない。しかし、実際上は昨年あたり犠牲者も出ていふといふ職種ですね。しかも、公務員の中でも非常に少ない職種、したがって、人事院といたしまして、そういう面について十分な配慮が行き届いていないと私も思ふわけですね。具体的に申し上げますと、一昨年であります

か、この内閣委員会ではパンチャの問題と、それから機械集計、こういう問題を取り上げて、これは行(行)といふことではなくて行(行)にすべきだといふ議論をしたことがあるのです。それで、民間の場合におきまして、機械集計あるいはパンチャあるいはタイピスト、こういうものは技能職として扱つていないのです。大部分は民間の場合は職員として扱つてゐる。そういう立場からこれは行(行)にすべきだといふ議論をこつてやつたことがあるのです。人事院総裁と滝本給与局長に出席してもらひましてですね。そしてそれが御承知のように、行(行)のほうに回つたわけですね。私はそういうことからも先ほどから申し上げてゐるのですけれども、人事院としての配慮の足りない面がある。これはまあ職種がえの問題として申し上げたのですけれども、それ以外に給与の問題等についてもどうも配慮の足りない点があるといふふうに思つてゐるわけですね。特にこのパンチャについて特殊な勤務の手当というものを考えるべきじゃないかといふふうに思ひますが、そういう点について、過去何年か前に人事院と折衝なさつたことがあるといふふう

に承りますけれども、これは私すみやかにこういう問題はもつと積極的に特殊勤務手当というものを考えるべきじゃないかと思ひますすがね、どうでしょう。

○説明員（小田原登志郎君） まことに、ごもつともお話を存するのでございまして、特にパンチャーに対するいわば特殊勤務手当の問題につきましては、実は昨年あるいは一昨年とも予算の要求をいたしまして、なお私はお話しにございまして、滝本局長には、再三面接いたしました、その事情を訴えております。特にパンチャーの問題については、官庁関係では先生のおっしゃいますとおりでございまして、統計局あたりがやはり大口なところであろう、したがって、そういう意味で代表的な発言をすべき立場にあるということもよく存じておりますので、そういう意味で累年要求をいたして参つたのでございまして、明年度におきましてもむろんこのことにつきまして、せつかくのお力添えもございまして、御発言もございまして、なお今後とも努力をいたしたいと考えております。

○鶴岡哲夫君 次に伺いたいのは、私いつも四、五年あそこの新大久保の駅からバスに乗りまして、そして自宅の正門前を通りまして通勤しておたわけです。通勤していつも思ひますのは、ちょうど五時になりますと、それは二千名近い人たちがあの正面玄関のところから出てくるわけですが、バスに乗ろうと思つてもなかなか乗れないです。人数の定員がありますし、すでに詰まっていますから。そうしますと、二千名近い人たちがずつと列をなして新大久保まで歩くわけですね。

ちよつと二十五分くらいかかるでしょう。それ以外の人たちは新宿まで歩くということになるのです。まあ役所としては不便なところにあるわけですね。どうもすぐ定期券の使えるところにならないうえです。これはいつも見ておいて、私統計局というのはいまのところは配慮なさぬものかと思ひましたね。朝晩若い女性の人たちが四、五人ずつタクシーを奪ひ合ひまして、われわれなかなかタクシーつかめないうえです。これは勤務時間がありましようから、八時五十分というね。バスに乗り切れないですから、あそこタクシーは朝の出勤時間はお宅の職員の人たちが三人、四人で全部使うわけですね。乗れば十五円取られる。歩けば二十五分かかる。帰りはみんな歩いておられますね。何とかならぬものかと思ひますね。賃金は安いわけですから。実際交通費というのは御承知のとおりきまつております。バスで、とにかくあの程度のものは何か僕は統計局として考えられぬものかと思つて、四、五年あそこ前通りでしたが、どうですか、今も依然としてああいふ状況ですか。

○説明員（小田原登志郎君） どうもたいへん実情をよく御存じいただきまして、のみならず、たいへん御迷惑をかけて申しわけないのであります。大体おっしゃるような事情は、もうずっと前からあそこは朝夕の登退時に込み合ひ、タクシーを奪ひ合ひという実態は、ずっと前からあつたわけでありまして、実はかなり前から私自身、たとえバスの——これは先生御発言ございませんでしたけれども、特別区間ということを都にお願ひに行つたことなどもございしますが、なかなかさうい

うわけにもいかぬということでこれは実現いたしませんでしたが、現在のところでは、特にバス、都バスあるいは会社バスともに、あるいは都電のほうも利用いたしておりますので、都電のほうにつきましては特別にその時刻には増配車してもらつたことにはいたしております。したがって、その他の時刻よりはバスの回数も電車の回数も多いということには相なつております。しかしながら、何分にもごらんになるとおりのことでございまして、大勢の人でありますので、なかなか増配車も十分でないというところはおっしゃるとおりであらうかと思ひます。何とかもう少しあの時刻に都合よく行けるように配慮をしなければいかぬと考えておりますが、実情は今のとおりであります。

○鶴岡哲夫君 これは私普通の役所で、すところ感じはしないのですが、ほんとうに現場なんですね、ですからもう工場と似ていふ言つてもいいですね。ほんとうにぎりぎり五時まで働く。五時まで働いたら、超勤も何もする必要はない、ぱつと出るわけですね、これはしょうがないですね、ああいふ仕事ですから。役所ですたらばら帰る手もありますが、やはり若い女性が五時になるとぱつと帰る。帰らざるを得ない、疲れ切つて。しかもバスには乗れない。とことこ二十五分も毎日歩く。乗るとすれば一日三十円、これは低賃金には非常にかたえる。となる、そこら辺は考えたほうがいいように思ひます。私は三年前毎日さういうような感じがしてあそこを通りましてがね。まあ、御努力なさつてはいるようですが、もう少しいい方法はないでしょうか。それも影響しますよ、あそ

この職場には。しかし、総理府だつてバスは一ぱいあるでしょうがね、総理府が持つてくるバスというのが、動員したらどうですか、あそこへ。

○説明員（小田原登志郎君） なかなか官庁は先生御存じのとおりでございまして、総理府がバスを持つて云々するといふようなことはなかなかむずかしいのでございまして。現に総理府はバスを持つてはいるわけではないと思ひます。さういふ道なども実はいろいろ考へてみたこともございしますが、なかなかむずかしい。したがって、今申しましたように、これは会社そのものにその時刻に特に増発してもらつたといふところの努力を年々続けておるわけでございます。しかし、御発言もございまして、いろいろと考へまして、交通緩和という点、その他の意味もございまして、それから、ひとつ努力をし、検討したいと、こういうふうに考へます。

○鶴岡哲夫君 それからこれは伺つておきたいと思うのですが、この委員会でも問題にしたのですけれども、官内庁、それから法務省、こういうところから任官ですが、これをございまして、よくないという議論をしまして、法務省は二年計画でほぼ大体任官をしてはいるようですが、官内庁も昨年問題にいたしました、相当大幅に任官しておるようですが、職員に電話かけておられます。今度設置法がつかつておられますから、もう一ぺん官内庁に伺つてみようと思つたのですが、どうも私の感じでは、官内庁や法務省と同じように、統計局でも任官の問題についてはないがしろにしておられるのじゃないかという気がしておるのですが、

もう一つないがしろにしているところは、お宅ではありませんが、文部省の大学病院、これはきわめてないがしろにしている。残つてはいるのは、これは私調べましてはつきりしてはいますが、文部省は非常にないがしろにしている。総理府の場合、統計局の場合もそうではないでしょうか。大体申し上げておきますが、高等学校出て半年した任官する。それとあわせてお考えになつた場合、お宅の場合はどうでしょうか。

○説明員（小田原登志郎君） 任官につきましては、総理府としての一つの基準がございまして、学校出て何年とおつた基準を作つて統一的に実施しておるわけでございます。そこでその基準によつていたしております。特に先般、ことしに入つてからですが、何か年限が一年短縮になつたようございします。それで、それに従ひまして、さつそくにもそれは実施いたしまして、今後とも統一した基準に従ひまして任官を進めていく、こういうふうにいたしてゐるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 総理府、来ていますか。室長ではおわかりにならぬかと思ひますが、こまかい問題ですから。何か任官の基準があるという話ですが、それは大昔の基準ではありませんか。

○政府委員（松永勇君） 人事課のほうでいろいろさういふ人事の何をやっておりまして、私ちよつとその点承知いたしておりますので、後ほど取り調べまして御報告いたします。

○鶴岡哲夫君 任官の基準というのは、人事院が作るのですかね。ですから、総理府にさういふ基準があるように思ひないのですけれども、人事院が

基準を作るわけでは、人事院の私が話をしました範囲では、これは高等学
校出て公務員試験を通過して入った者は
六カ月したら任官する、こういうこと
になっているわけですよ。それで各省
大体そういう傾向ですね。それから大
幅におくれているのですが私の承知し
ているのは法務省と宮内庁であつた
わけです。今回発見したのが文部省の
大学病院、むちやくちやにこれはおく
れている。そういうものは各省、人事
院の基準といいますが、そういうもの
に合せて処理されたほうがいいので
はないですかね。お宅の場合は、おそ
らくやはり宮内庁と同じようにおくれ
ているのじゃないかというふうな気が
するのですけれども、これは任官した
からといって今特にどうということ
はないわけですね。ただ感じとして非
常に妙なものが残るわけですよ。

○説明員(小田原登志郎君) 今申しま
した基準というのは、大体内部的に統
一した一つの基準をそれぞれの省でき
めておるのじゃないかというふうに
承知しておりますが、よく私どもに
ただきまされた基準でやっていると
ことでございますので、先生の御意見
もございまして、その点は私のほう
からも総理府のほうへ連絡をいたしま
して、どういふことになっているか、
御意思のほどを伝えておきたいと考
えております。

○鶴岡哲夫君 ですから、各省に比べ
まして、あまり総理府のほうがと言っ
ては語弊があるが、統計局が目立って
おくれいているのではありませんか
すね。ですから、私が人事院と話をし
た範囲では、大体六カ月ですが、そう
いう意味から言いますと、何かその扱

が大概の——大昔といつては恐縮で
すけれども、十年ぐらい前の基準で、
やはり旧態依然として動かしおられ
るのじゃないかという気がするわけ
です。ですから、その後情勢が変わ
つてそういう運用をいたしております
ま、何かとありますけれども、そう
いふ面についてはすみやかにひとつ
善処方を要望いたしておきます。

それから室長に伺いますですが、
国家公務員法の七十三条、これはい
ずれもとで総理府総務長官が見えま
したときに本格的にやりたいと思
いますけれども、それは七十三条で
すけれども、それは七十三条ですが、
それで総理府としてあるのは統計局
と点について、この七十三条からい
ますとどうでしょうか。少し徳安総
務長官になられてから、何かこま
ま、出勤時間がどうだ、こうだとい
うことになっているわけですね。そ
れでレクリエーションですが、こう
いう面について、やはり人事院とし
ても検討しておるようですね。七十
三条の問題については、あまりきつ
くないほうがいいのじゃないですか。
室長はどういうふうに考えておられ
ますか。

○政府委員(松永勇君) 職員のリ
エーションが次の勤務の源泉をなす
というか、そういう点で各省とも非
常に意を用いており、それから予算
を伴うものにつきましては、各省そ
れぞれの予算を要求し、また、職員
厚生費というもので経費は各省に一
般的には標準的に与えられている。
そのほかの特殊なものについては
また各省特殊な経費を要求してい
るというものはございまして、そう
いうものを活用いたしまして

て、それぞれが創意工夫によつてい
ろんな厚生関係を実施して参つて
おりました。今後ともそういう線は
十分に拡張していくべきであるとい
うふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 勤務時間について非
常にうるさくなりまして、それで能
率が上がると思つておられるかも
しれないけれども、たいへんな話で
あつて、それはいいかというわけ
ですが、私はこの七十三条の立場
からいいますと、どうもレクリエー
ション等についてはあまりきつ
く締め上げちまうということでは
好ましくないのじゃないかという
ふうな思つておられるけれども、
特に総理府でありますから、総務
長官が管下の恩給局なり統計局
なり、今、私統計局の問題に
しては、お宅でなければ、
そういうレクリエーション、特に
あつた現場的な仕事をしている
ところの一般の行政官庁とはや
はり趣の違つた面があるわけ
ですね。国民が特にあそこへ
陳情に行くというわけでもあり
ませんし、あるいは意見を聞
くというわけでもありません。
そういう特殊な職場だと思
うのです。そういうところの
リエーションというのは特に若い
人たちが多いわけですね。十八
才から二十二、三才ぐらいの
ところのレクリエーションとい
うのはやはり配慮をしておくべ
きじゃないかと私は思つていま
すね。総務長官新しくなられて
から勤務時間がどうだ、こう
だというところで、レクリエー
ションの問題についてもだいたい
つきなつておるんじゃないでし
ょうか。どうですか。

○政府委員(松永勇君) レクリエー
ションにつきましては、先ほど申し
述べましたように、当然各省各庁の
長が十分の配慮をされていると思
います。勤務時間は勤務時間とし
て、それはやはり定められた勤務
時間は勤務時間につくと
いうのが当然であらうかと思
います。よく遊びよく遊ぶとい
ふことでございまして、結局当然
勤務とレクリエーションという
ものは両立してしかるべきであ
るし、また、そういうふうに指
導していくべきだと思つていま
す。

○鶴岡哲夫君 それは、それと総務
長官が見えましてときにひとつ
議論をするにいたしまして、や
はり七十三条、それから給与法
の第十五条等の関係から判断を
いたしまして、せっかくレクリエ
ーションが盛られていて、しかも
あつた非常に現場的な若い人
たちが圧倒的に多いという
ふうなところのレクリエーション
というのはやっぱり十分配慮
していかなくやならぬと思
うのですけれども、それが
総理府でありますために、
新しい長官になられて出勤
時間がどうだ、こうだとい
う話が出てきて、それに
関連していろいろきつ
くなるようなことでは
ないかと思つていま
す。これはまた別に
総務長官が見えまして
ときに論議いたしたいと思
います。

○委員(村山道雄君) 速記をとめ
す。

○委員(村山道雄君) 速記をとめ
す。

○委員(村山道雄君) 速記につ
けて。

○山本伊三郎君 きようのテレビで
すか、きのうか、住宅調査とい
うものが今度取り上げられる
ようになったらいいのですか。
総理府は今までどういふも
のやられたことの経験あると思
うのですがね。それとこの減員
の関係はどうなですか。そうい
うものをやるということで、減
員してもいいのですか。その
点どうですか。

○説明員(小田原登志郎君) たい
だいまお話のございました住宅
統計調査は、これはやはり五年
ごとに繰返して行なわれま
す大規模の調査でございま
す。統計局にはそういった大
規模のものを、やはり何年か
置きに必ず実施する。たと
えば事業所調査とか、ある
いは就業構造基本調査とか、
いずれも非常に規模の大きな
調査でございます。そこで冒
頭に、実は鶴岡先生の御質問
に関連いたしましてお答え申
上げておいたのでございませ
んが、毎年この集計業務の量
につきましては、予算の際に
一々これを、私どもの言葉で
は工手間計算と申しまして、
その各調査の各集計の事務
量を積算いたしまして、それ
でこの集計業務の要員はこれ
だけだといふふうにいたしま
して、毎年々々の定員がきま
まつてくるわけでございます
です。そこで住宅調査につ
きまして、当然予算の積算の際
には、その所要集計要員の数
といふものは、計算されてお
ります。そういうものを計算
に含めました上で、なおかつ
本年から明年にかへましては、
若干人の減員を見てもよろ
しいといふことに相なつた
わけでございます。

○山本伊三郎君 年々何ですか、
総理府統計局は集計事務を担
当して、実際に現場で調査す
るのは、あれは府県の統計課
の職員がやるのですか。特別
に任命するのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 調査
の実施は、地方におきましては
お話のとおり

り、都道府県の統計課、これはさらに大規模なものになりますと、さらにその先の市町村の統計関係を通じまして、また、一番末端に、各世帯、あるいは各事業所に参りまして、調査をいたす人は、調査員、この調査員だけは各調査のつど、民間の人に委嘱をする、こういうことをいたしておりますが、その他は府県統計課の大体所要の、現在の職員でまかなつてもらうというようにいたしております。

○山本伊三郎君 都道府県の統計課は、相当の所要人員を持っていますらしいのですが、なかなか実際はそうではないらしいのですが、あなたのほうでは集計事務です、そういう集計事務についての一応見通しをやつておられるのですから、これ以上私は追及しません、都道府県なり市町村の要員となると、非常にやはり問題があるのですよ。今所要要員といいますが、けれども、市町村なんて、そんな要員を置いてないのです。国勢調査の場合も御存じのように、そういう場合に非常に第一線ではいろいろ問題があるのです、が、この点については統計局としては、直接都道府県に対して何といいますが、指揮権とか、そういうものはあるのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 統計調査を実施いたします場合に、それを府県に事務の委任をいたします。そういったしつと、御承知のように、地方自治法の規定によりましてその事務を処理します関係においては、各主務大臣が都道府県知事を指揮監督する、こういうような監督権はございます。ただし要員を、都道府県の統計調査員という者は、これはやはり先生がお

つしやるとおりでありまして、年々の事務量に應じて考えなければならぬわけでございますが、この点につきましては、大体各省の仕事も向こうに流れておりますから、一括いたしまして行政管理局でこの部分は国庫負担というところになっております。国庫負担の職員数を各県に割り当てる。こういう作業をいたしておるわけでござい

す。なお、市町村が、これは実は全くお話のような事情がございまして、これはそういった国庫負担ではないので、ここに大きな問題があるということでございます。

○山本伊三郎君 だから統計局長にはこれ以上言うことはないんですね。実際、国勢調査にしてもあるいは住宅調査にしても五年ごとにはやられていて、けれども、準備態勢といいますが、相当事務量がふえておるんですね。したがって、その点はやはり総理府のほうでその費用なんかは一応はじき出すのですか。たとえば、国勢調査の場合、都道府県に国庫補助金を出すという場合には総理府が担当するのですか。

○説明員(小田原登志郎君) 総理府といふのはどういふのでしようか。
○山本伊三郎君 予算を要求する省はどこですか。
○説明員(小田原登志郎君) 国勢調査の事務を委託する、たとえはいろいろ事務費が要ります。あるいはそういう調査員手当を出さなければならぬ。そういう経費を積算いたしまして、そして府県にまとめて配賦をいたしますのは、この場合で申しますと、総理府統計局であります。ただし、府県の統計職員の人件費を流しますの

は、先ほど申しましたように、これは一括、行政管理局のほうから積算をして流して、こういう実情でござい

ます。
○山本伊三郎君 そうすると、今度の住宅調査に要する費用も、一応統計局で積算をして、そして各府県には配賦するといふようなのは統計局がやるのですか。

○説明員(小田原登志郎君) おつしやるとおりでございます。

○山本伊三郎君 その場合に、いろいろ問題があるんですよ。費用の積算の単価ですね、これは御存じだと思

いますが、それだけまるっきりいかにないというところで、いろいろ統計、特に私は国勢調査のあと問題があったんですが、手当とかそういう問題ですね。府県が持ち出しというものは相当あるというのを私は聞いております。その費用の単価の出し方というのはあな

たのところにデータあるのですか。
○説明員(小田原登志郎君) 積算の単価につきましては、大体私のほうで毎回積算をいたします際に用いるものが一応ござい

ます。新しいものにつきます。それは、そのつどまた積算いたしますけれども、大体同じものにつきます。は、毎回一応のものを定めておりま

す。それが基礎といえ基礎といふことになるかと思ひます。
○山本伊三郎君 今度の場合、住宅調査についてはもう三十八年度予算にその要求をして、すでに予算が通つてお

るのですから載つておるのです、住宅調査の問題は十月に実施するといふこと。
○説明員(小田原登志郎君) 予算は計上されております。

○山本伊三郎君 それじゃ、今あればよろしいですが、その積算する人件費あるいはその他の費用、単価の基礎データ、あればひとついただきたいと思ひます。私は統計局でないと、おつたのです。大蔵省にあるいは総理府、どこかでやつておると思つておつたのですが。

○説明員(小田原登志郎君) 今申しましたのは共通単価でございますので、統計局だけのものというわけではございません。つまりそれぞれの費用につ

きまして共通の一つの単価というものがあつたわけでございます。いまし

て、統計局だけでそれを作っていると申すことはございせんので、先ほど申しました意味は共通の単価があるといふことを申したわけでござい

ます。
○山本伊三郎君 僕聞いておるのは、現実に国の負担金、補助金として各府県に出されます、国勢調査でも住宅調査でも、その費用をはじき出

す基礎データ、人が何人かかりそれに對して人件費は一人当たり幾らになつておるか、こういうものを出さなければい

わゆる予算に盛れないと思ひます。その基礎をどこで持つておるか、こういうことなんです。
○説明員(小田原登志郎君) 府県における実際の第一線業務の費用がどのくらい要るかといふことは、大体全体の対

象になるものがどれくらいあつて、い

わゆる、それに對してそれぞれ第一線業務なら第一線業務をいたすの

にどのくらいの手間がかかつて、そしてそれを何日間かかつてやるとい

つたようなことで計算をいたすわけであ

りますが、これがすなわち大蔵省との折衝になるわけで、私どもはこのくら

いの期間をかけてたつぷりとこれだけやりたいという要求に對しましてこの

程度でやつたらどうかといったような折衝がございまして、最後にワグがき

します。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はございせんか。——御発言がなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二六五五号)(第二六五六号)(第二六五九号)(第二六六四号)(第二六七二号)(第二六七八号)(第二七八一)

一、元満州国官吏等の恩給に関する請願(第二六六二号)

一、国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願(第二六七〇号)

一、金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願(第二六七一号)

一、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願(第二六七九号)

一、元華北交通株式会社職員等の在職期間の恩給法等の期間に通算するの請願(第二六八〇号)

第二六五五号 昭和三十八年五月四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 千葉市作草部町一、三〇七 長友治郎吉外七

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六五六号 昭和三十八年五月四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町二ノ三、四三三 渡辺龍雄外五十名

紹介議員 坪山 徳弥君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六五九号 昭和三十八年五月六日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 大阪府池田市畑町九七八 岸本末彦外百三十三名

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六六四号 昭和三十八年五月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区美竹町三〇四 有泉亨外三十四名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六七二号 昭和三十八年五月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都文京区大塚窪町二四東京教育大学体育学部内 浅川正一外十

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

じである。

第二六七八号 昭和三十八年五月九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 東京都中野区鷺宮一ノ二〇七 渡部重勝外四十三名

紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六八一号 昭和三十八年五月九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 新潟市西大畑町五、二一四新潟大学文学部内 落合欽吾外四十五名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六六二号 昭和三十八年五月七日受理

元満州国官吏等の恩給に関する請願

請願者 高知市小津町二〇 岡田好喜外二一名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二六七〇号 昭和三十八年五月八日受理

国立病院等の看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願

請願者 名古屋市中区鶴舞町名古屋大学病院内 土屋はな外二名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一〇九〇号と同じである。

第二六七一号 昭和三十八年五月八日受理

金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町養母一、四三六 町田武男外八名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第二六七九号 昭和三十八年五月九日受理

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願

請願者 横浜市中区神奈川区子安通一ノ一二全岡進駐軍被害者連合会内 岸本政一郎

紹介議員 永岡 光治君
昭和二十年八月十五日の終戦の日から昭和二十七年四月二十八日の平和条約発効の日までに、占領軍関係者の不法行為により父母と妻と子どもを強殺された者、あるいは自動車等の無暴操縦により死傷させられた者等は、十八年の長い間にわたって死の一手前などの底生活をしてやつとの思いで生きてきたが、その受けた傷あとは今日までいやされず、いふ将来に向かつても続くものと思われる。この実態に対し、昭和三十六年被害者給付金法が制定されたものの、遺族が受けた給付金は平均十万円、これでは困窮つづいた被害者には焼石に水で今後の生活をたて

ることもできない実情である。また障害者が受けた給付金は平均六万円、働きたくても働くことのできない障害者は、今後の生活を考えると一日たりとも心の安まる時はない有様である。また長く療養を続け、あるいは障害に苦しみがながら本法律の日の目をみず死亡した被害者は一銭の給付金も受けられずに葬られている実情であり、その家族のなげきはこの上もない次第であるから、本法の附帯決議並びに戦没者未亡人に対する二十万円の加給等を勘案されて、本給付金の増額等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二六八〇号 昭和三十八年五月九日受理

元華北交通株式会社職員等の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 東京都千代田区九ノ内二ノ二九ビル五九六社団法人華交互助会会長 田村幸三

紹介議員 安井 謙君
先に恩給法等の改正により、元満州国等外国政府職員の前歴を有する公務員等の恩給及び共済年金の基礎となる、在職年数の計算において、外国政府職員期間を通算する特例が認められた。これはもとより、満州国政府等の特殊性によるものと考え、華北交通株式会社も南満州鉄道株式会社とともに、国策遂行の特殊会社であった点を考慮し、帰国後国家公務員、三公社等の職員に復帰し、あるいは新しく勤務するに至つたものに対し、満州国政府職員等と同様の措置を講ぜられたいと

法第二十三条及び附則第五項の改正規定は、昭

法第二十三條及び附則第五項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

第二六九七号 昭和三十八年五月十
四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 愛媛県西条市大町七一

第二七三八号 昭和三十八年五月十六日受理

比較してけたはずれの少額であり、同じ人間として生まれ、最後の式典としてあまりにも少額であるから、葬儀、火葬、運搬に必要な経費として一件五

国鉄OB同志会沼津支部内 丹沢貞吾
紹介議員 田中 清一君

—

昭和三十八年六月三日印刷

昭和三十八年六月四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局